

鳥取大学ジャグリング&バルーンアートサークル「Glanz」

-規約-

第1章 総則

第1条 本団体は鳥取大学ジャグリング&バルーンアートサークル「Glanz」と称し、その本部を鳥取大学におく。

第2章 目的

第2条 本団体は、ジャグリング及びバルーンアートを通して部員相互の親睦をはかり、本団体の発展と共に、ジャグリング及びバルーンアートの発展・普及を目的とする。

第3章 活動

第3条 本団体は、第2条の目的を達成するために、練習及び活動を行う。

第4条 公式練習(ジャグリング)を週2回及びバルーンアート講習会を月数回行う。

第5条 公式練習後に毎回ミーティングを行う。

第6条 地域のイベントに積極的に参加し、技術の向上及び成果の発表を行う。

第4章 役員

第7条 幹部を代表・副代表・一回生代表者・会計の4名とし、幹部・広報・道具管理をもって役員とする。

第8条 役員は兼務することができる。

第9条 各役員は10月又は12月のミーティングにより決定し、任期を1年とする。

第10条 一回生代表者は6月までにミーティングにより決定する。

第11条 ミーティングにて2/3以上の承認により役員を交代することが出来る。

第12条 幹部会または役員会により年間の方針および、行事その他の事項を審議し、サークルの運営方針を決定する。

第5章 部員

第13条 幹部が十分に協議し、全幹部の承認により入部を許可する。

第14条 入部金を500円とし、翌月より毎月部費300円を徴収する。

第15条 休部・退部・除名はミーティングにて2/3以上の承認によりこれを認める。

第16条 休部者は休部が承認された月より部費を徴収しない。

第17条 3回生は大学祭又は学外発表会終了後に引退する事が出来るが、卒業まで現役として残ることも出来る。

第6章 規約改正

第18条 規約改正は、ミーティングにおいて出席者の2/3以上の同意をもって承認される。